

0

山形県公報

平成18年6月16日(金) 第1750号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

告 示

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る	公聴会の開催.		(みどり自	目然課)…909
鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催			(同)910
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る	公聴会の開催.		(同) 同
生活保護法による指定介護機関の指定			(健康福祉1	È画課) 同
障害者自立支援法による指定障害者福	祉サービス事業	業者の指定	(庄内総合支庁福	畐祉課)916
県営土地改良事業計画の決定			(置賜総合支庁農村記	十画課)…917
同			(同) 同
同			(同) 同
土地改良区の定款変更の認可			(庄内総合支庁農村記	十画課)918
土地改良事業の計画変更の適当の決定			(同) 同
土地改良事業の計画変更の認可			(同) 同
県営土地改良事業計画の決定			() 同
山形県道整備交付金林道事業交付金交			•	木 課)…919
道路の位置の指定				=
開発行為に関する工事の完了			•	
複数建築物の一の敷地とみなされる一			•	
			(2)33 4 2/3 2	
	選挙管理委	桑員会関係		
	告	示		
直接請求に必要な有権者の数				
	公	告		
特定非営利活動法人の設立の認証の申	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::		(村山総合支庁企画拼	長興課)同
			·······(片面///60文/7 並凸// ·······(庄内総合支庁企画//	-
・. 大規模小売店舗の変更の届出			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
平M X正足版美凯姆指提目式轴())主册			(雇田等	学的課) 923
			(雇用党 <i>(</i> 教育者	
平成18年度職業訓練指導員試験の美施・一般競争入札の公告			•	
			•	
			•	

山形県告示第636号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。 平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

	日	時	場	所	公聴会において聴こうとする案件
	鶴岡市役所温海庁舎		旧海亡金	鶴岡市の区域内に、平成18年11月1日から平成28年10月31日	
			161910110111111111111111111111111111111	益) 伊丁古	までの期間、摩耶山鳥獣保護区特別保護地区を指定する件

山形県告示第637号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。 平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

日 時	場所	公聴会において聴こうとする案件
平成18年7月10日(月)	尾花沢市役所	尾花沢市の区域内に、平成18年11月1日から平成28年10月31
午後 1 時30分	尾化 // 巾包門	日までの期間、御所山鳥獣保護区を指定する件

山形県告示第638号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。 平成18年6月16日

日時	場所	公聴会において聴こうとする案件
平成18年7月10日(月) 午後2時	尾花沢市役所	尾花沢市の区域内に、平成18年11月1日から平成28年10月31日までの期間、御所山鳥獣保護区特別保護地区を指定する件

山形県告示第639号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
天童市地域包括支援センター	介護予防支援	天童市老野森二丁目6番3号	平成18年4月1日
指定短期入所生活介護事業所 仁風荘	介護予防短期入所 生活介護	北村山郡大石田町大字大石田甲574	同
仁風荘ディサービスセンター	介護予防通所介護	同	同
ヘルプセンター大石田	介護予防訪問介護	同	同
大石田町地域包括支援センター	介護予防支援	同	同

株式会社ライフケアサポート	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	東根市温泉町一丁目13番10号	同
医療法人德州会老人保健施設 余目徳州苑	介護予防通所リハ ビリテーション 介護予防短期入所 療養介護	東田川郡庄内町松陽一丁目1番6号	同
訪問看護ステーションひまわ り	介護予防訪問看護	同	同
介護老人保健施設あかね	介護予防通所リハ ビリテーション 介護予防短期入所 療養介護	同 添津字家の下97	同
医療法人社団山形愛心会庄内 余目病院	介護予防通所リハ ビリテーション 介護予防短期入所 療養介護	同 松陽一丁目1番1号	同
指定短期入所生活介護施設 特別養護老人ホームなの花荘	介護予防短期入所 生活介護	同 三川町大字横山字堤189番地 2	同
指定通所介護施設 ディサービスセンターなの花 荘	介護予防通所介護	同	同
指定訪問介護事業所 ホームヘルパーステーション なの花荘	介護予防訪問介護	同	同
グループホームみかわ	介護予防認知症対応型共同生活介護	同 大字青山字筬元22番 地 1	同
介護予防支援事業所 三川町地域包括支援センター	介護予防支援	同 大字横山字西田85番 地	同
遊佐町老人デイサービスセン ターあいあい 指定通所介護事業所	介護予防通所介護	飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下 2	同
特別養護老人ホームゆうすい 指定短期入所生活介護事業所	介護予防短期入所 生活介護	同	同
遊佐町地域包括支援センター ゆうすい	介護予防支援	同	同
グループホームやまゆり	介護予防認知症対 応型共同生活介護	東田川郡庄内町狩川字小縄3番3号	同
松濤荘指定短期入所生活介護 事業所	介護予防短期入所 生活介護	飽海郡遊佐町菅里字菅野南山 7番地 の1	同
デイサービスかがやき	介護予防通所介護	東田川郡三川町大字横山字袖東4番9号	同
グループホーム燦燦	介護予防認知症対 応型共同生活介護	飽海郡遊佐町遊佐字南大坪12番地 1	同
ディサービス燦燦	介護予防通所介護	同	同

ヘルスレント庄内ステーショ ン	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	東田川郡三川町大字押切新田字前川原262番地	同
ソラーナ・デイサービスセン ター	介護予防通所介護	同 庄内町南野北野100番地 2	同
ソラーナ短期入所生活介護事 業所	介護予防短期入所 生活介護	同	同
介護センターほほえみ	介護予防訪問介護	同 余目字三人谷地70	同
ディサービスはちまん	介護予防通所介護	同 字大塚 1 番地 2	同
庄内町地域包括支援センター	介護予防支援	同 字三人谷地70	同
ドレミファ	訪 問 介 護介護予防訪問介護居 宅 介 護 支 援	同 松陽三丁目 1 番地の 4	同
介護老人保健施設ほのか	介護予防通所リハ ビリテーション 介護予防短期入所 療養介護	同 三川町押切新田深田 1	同
デイサービスセンターひがし ざわ	介護予防通所介護	村山市楯岡笛田二丁目19番57号	同 4.7
奥山クリニック居宅介護支援 事業所	居宅介護支援	同 大字名取1020番地	同
デイサービス にしごう	通 所 介 護 介護予防通所介護	同	同
さふらん上山店	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	上山市十日町 6 番16号	同
アインクサービスおぐに	介護予防福祉用具 貸与	西置賜郡小国町大字緑町三丁目43番 地	同
株式会社藤倉	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	米沢市城南一丁目3番2号	同
デイサービスセンター まる指定通所介護事業所	介護予防通所介護	上山市牧野字清水21番 1	同
指定短期入所生活介護施設み ずほの里	介護予防短期入所 生活介護	同	同
白鷹町地域包括支援センター	介護予防支援	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	同
株式会社 ニュー東北本部	介護予防福祉用具 貸与	米沢市中央六丁目 1 番219号	同 4.10
有限会社 ヴィー ヴル	介護予防訪問介護	同 東二丁目 2番32号	同

特定非営利活動法人「ほほえ みサービス米沢」 通所介護事業所	介護予防通所介護	同 東町二丁目 7番21号	同
医療法人舟山病院 米沢訪問看護ステーション	介護予防訪問看護	同 駅前二丁目4番8号	同
舟山病院訪問介護事業所	介護予防訪問介護	同	同
須 田 整 形 外 科 医 院	介護予防通所リハ ビリテーション	上山市美咲町一丁目 2 番18号	同
かみのやま訪問看護ステー ション	介護予防訪問看護	同 弁天二丁目 2 番11号	同
医療法人社団みゆき会 み ゆ き 会 病 院	介護予防短期入所 療養介護	同	同
みゆきヘルパーステーション	介護予防訪問介護	同	同
指定短期入所生活介護事業所 みゆきの丘	介護予防短期入所 生活介護	同	同
医療法人社団みゆき会 み ゆ き デ イ サ ー ビ ス 金 生	介護予防通所介護	同 金生東二丁目 6 番41号	同
医療法人社団みゆき会 老人保健施設みゆきの丘	介護予防短期入所 療養介護 介護予防通所リハ ビリテーション	同 弁天二丁目 2番11号	同
白 田 医 院	介護予防短期入所 療養介護	西村山郡大江町大字左沢1187	同
医療法人社団みゆき会 介護老人保健施設 紅寿の里	介護予防短期入所 療養介護 介護予防通所リハ ビリテーション	同 河北町大字溝延本丸8 - 1	同
アインクサービス ニトベ	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	北村山郡大石田町大字大石田乙42番 地の 2	同
社会福祉法人西川町社会福祉協議会 指定 訪問介護事業所	介護予防訪問介護	西村山郡西川町海味437番地 2	同 4.13
社会福祉法人西川町社会福祉 協議会 指定訪問入浴介護事業所	介護予防訪問入浴 介護	同	同
指定短期入所生活介護事業所 「眺葉園」	介護予防短期入所 生活介護	同 河北町谷地字東667番地 1	同
指定通所介護事業所「ちょう よう」	介護予防通所介護 認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護	同 704番地 1	同

老人介護施設 景雲荘	介護予防短期入所 療養介護 介護予防通所リハ ビリテーション	同 大江町大字左沢1187	同
有限会社古川ケアマネージメ ント	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	同 916番地の	同
ふれあい荘短期入所サービス	介護予防短期入所 生活介護	同 朝日町大字四ノ沢870番地	同
ふれあい荘デイサービスセン ター	介護予防通所介護	同	同
アイリスケアセンター米沢	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	米沢市金池五丁目13番21号	同 4.21
アイリスケアセンター西米沢	介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	同 成島町二丁目 1 番110 - 16号	同
福祉用具レンタル事業所ゆと りの樹	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	同 直江町10番22号	同
株式会社コムスン上山北ケア センター	介護予防訪問介護	上山市金谷字八反田399番地 1	同
株式会社コムスン上山ケアセ ンター	介護予防訪問介護	同 二日町 9 番21号	同
株式会社コムスン かみのやま温泉訪問入浴ケア センター	介護予防訪問入浴 介護	同 石曽根37番地	同
米沢デイサービスセンターふ れあい	介護予防通所介護 介護予防訪問入浴 介護	米沢市栄町 1 番地 4	同 4.28
総合福祉ツクイ米沢	介護予防訪問介護	同	同
協立リハビリテーション病院	介護予防通所リハ ビリテーション	鶴岡市上山添字神明前38	同
アイリスケアセンター村山	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	村山市楯岡五日町16番15号	同
特定非営利活動法人なでしこ SHONAI ドレミファさかた福祉施設い ろは	訪問介護	雙 洒田市上本町7番24号 同	
わ か ば の 森	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	村山市大字櫤山字金谷西4752番 1	同

	1		
特定非営利活動法人こでまり の会	介護予防訪問介護	同 楯岡二日町 5 番18号	同
山形西部地域包括支援セン ター	介護予防支援	山形市すげさわの丘46	同 5.1
地域包括支援センター大森	介護予防支援	同 大字大森2139番地 1	同
地域包括支援センターふれあ い	介護予防支援	同 桜田西四丁目 1 番14号	同
地域包括支援センター敬寿会	介護予防支援	同 大字妙見寺500番1号	同
地域包括支援センターかがや き	介護予防支援	同 桜町4番10号	同
山形市社会福祉協議会 霞城西部地域包括支援セン ター	介護予防支援	同 城西町二丁目 2 番22号	同
山形市社会福祉協議会 霞城北部地域包括支援セン ター	介護予防支援	同	同
たきやま・ざおう地域包括支 援センター	介護予防支援	同 大字岩波 5	同
寒河江市地域包括支援セン ター	介護予防支援	寒河江市中央二丁目2番1号	同
介護老人保健施設 徳 田 山 介 護 セン ター	介護予防訪問介護	酒田市相沢字道脇7番地	同
べにばな天童デイサービス	通 所 介 護介護予防通所介護	天童市糠塚二丁目9番6号	同
酒 田 市 立 酒 田 病 院	居宅療養管理指導 訪 問 看 護	酒田市千石町二丁目 3 番20号	同
デイサービスセンター香紅の 里	通 所 介 護介護予防通所介護	村山市楯岡俵町20番19号	同 5.11
ナ グループホーム あさひ	介護予防認知症対 応型共同生活介護	西村山郡朝日町大字宮宿320番地の 6	同
認知症高齢者グループホーム なごみ	介護予防認知症対 応型共同生活介護	鶴岡市羽黒町赤川字熊坂47番3	同
みこころの園指定通所介護事 業所	介護予防通所介護	山形市大字沼木字下河原1129番地 1	同
みこころの園指定短期入所生 活介護事業所	介護予防短期入所 生活介護	同	同
みこころの園指定訪問介護事 業所	介護予防訪問介護	同	同
株式会社エスケアサービス	居 宅 介 護 支 援 訪 問 介 護 介護予防訪問介護	同 桜田南 2番24号	同
ディサービスおうら	介護予防通所介護	鶴岡市大山二丁目36番33号	同 5.15
デイサービスセンターそよ風 の森	介護予防通所介護	同 下川字龍花崎41番1039号	同
ヘルパーステーションそよ風 の森	介護予防訪問介護	同	同

あすなろ窪田デイサービスセ ンター	介護予防通所介護 介護予防認知症対 応型通所介護	米沢市窪田町窪田1421番地 1	同
あすなろ矢来デイサービスセ ンター	介護予防通所介護	同 矢来三丁目 2 番16号	同
あすなろ白旗デイサービスセ ンター	通 所 介 護 介護予防認知症対 応型通所介護	同 大字三沢字白旗壱八の26113番 地65	同
飯豊町地域包括支援センター	介護予防支援	西置賜郡飯豊町大字椿3654番地1	同
フランスベッドメディカル サービス株式会社山形営業所	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	山形市上町二丁目 4 番16号	同 5.17
あすなろ南陽デイサービスセ ンター	通 所 介 護介護予防通所介護認知症対応型通所介護介護予防認知症対応	南陽市宮内2767番地15	同 5.19
山交介護推進事業所	介護予防訪問介護	山形市桧町二丁目6番1号	同 5.23
ディサービスセンター満天の 家	介護予防通所介護	西置賜郡小国町大字幸町 6 番 1	同 5.29
至誠堂ケアプランセンターみ らい	居宅介護支援	山形市桜町4番10号	同 6.1
済生会なでしこ地域包括支援 センター	介護予防支援	同 沖町79番 1 号	同
酒田市地域包括支援センター まつやま	介護予防支援	酒田市中牧田字丸福171番地	同
デイサービスセンターみどり	介護予防通所介護	同 砂越緑町五丁目43番地	同
グループホームまつやま	介護予防認知症対 応型共同生活介護	同 字西田12番地 5	同
グループホームみどり	介護予防認知症対 応型共同生活介護	同 砂越緑町五丁目43番地	同
篠田好生会さくら地域包括支 援センター	介護予防支援	山形市桜町 2 番68号	同

山形県告示第640号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとお り指定した。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地		事業所の名称及び所在地	障 害 福 祉 サービスの種類	指定年月日
	特定非営利活動法人 アシスト	アシスト児童デイサービスセン		
		ター	児童デイサービス	平成18.6.5
	酒田市みずほ二丁目8番地の4	酒田市みずほ二丁目8番地の4		

山形県告示第641号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営広幡地区土地改良(地域水田農業支援排水対策特別)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営広幡地区土地改良(地域水田農業支援排水対策特別)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

米沢市役所

3 縦覧に供する期間

平成18年6月19日から同年7月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第642号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営梨郷地区土地改良(湛水防除)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月16日

1 縦覧に供する書類の名称

県営梨郷地区土地改良(湛水防除)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

南陽市役所、川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成18年6月19日から同年7月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第643号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営白川左岸地区土地改良(基幹水利施設補修) 事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営白川左岸地区土地改良(基幹水利施設補修)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所、飯豊町役場

3 縦覧に供する期間

平成18年6月19日から同年7月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出

ることができる。

山形県告示第644号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 十地改良区の名称

大町溝土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市砂越字小形111番地

3 認可年月日

平成18年6月6日

山形県告示第645号

庄内赤川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年6月5日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し(伊勢横内地区)

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成18年6月27日から同年7月26日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第646号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良事業を行う者の名称

庄内赤川土地改良区(谷定地区)

2 認可年月日

平成18年6月8日

山形県告示第647号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営藤島地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営藤島地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成18年6月20日から同年7月19日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第648号

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程を次のように定める。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程

(趣旨)

第1条 知事は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第1条第1項に規定する地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、市町村が法第5条第4項の規定による認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)に基づき、林道を整備する事業(以下「林道事業」という。)を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付する。

(交付金の交付期間)

第2条 知事が市町村に対し交付金を交付することができる期間は、認定地域再生計画ごとに当該計画に基づき林 道事業を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

(交付限度額)

第3条 交付金の限度額(以下「交付限度額」という。)は、次に掲げる算式により算出された額とする。

算式

交付限度額 = $(A \times B)$

算式の符号

- A 認定地域再生計画に記載されている指導監督事務費(知事が市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。)を除く路線ごとの経費
- B 認定地域再生計画に記載されている路線ごとに、別表の事業の区分の欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の割合の欄に定める割合

(単年度交付額)

第4条 前条に規定する交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。) は、次に掲げる算式により算出した額を基準として定めるものとする。

芦式

単年度交付額 = 交付限度額×C-D

算式の符号

- C 交付金が交付される年度の年度末における林道事業について見込まれる進捗率(総事業費に対する既に執 行された事業費の割合をいう。以下同じ。)
- D 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額
- 2 市町村は、認定地域再生計画に記載されている進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額すべてについて、前項の規定により算出される額にかかわらず、当該林道事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行する予定の事業費を超えることはできない。

(交付金の他の施設への充当)

- 第5条 市町村は、単年度交付額の2分の1未満の範囲で、かつ、認定地域再生計画に定める林道以外の地域再生 法施行令(平成17年政令第151号)第3条第1項第1号に規定する施設(以下「他の施設」という。)の当該年度 の執行する予定の事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができるものとする。
- 2 交付された交付金を他の施設の整備に充てようとする市町村は、事業計画変更承認申請書(別記様式第3号) により、知事の承認を受けるものとする。

(交付金交付申請書)

- 第6条 交付金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(別記様式第1号)

(2) 収支予算書(別記様式第2号)

(交付金交付の条件)

- 第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表のとおりとする。
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(状況報告書)

第8条 事業状況報告書は、交付金の交付の決定に係る年度の10月末日及び1月末日現在において完了していない 事業について、それぞれ10月末日及び1月末日現在の状況を記載した事業遂行状況調書(別記様式第4号)を添付し、それぞれ翌月10日まで提出するものとする。

(実績報告書)

- 第9条 事業実績報告書の提出期限は、事業完了後20日を経過する日又は交付金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は次のとおりとする。
 - (1) 事業成績書(別記様式第1号)
 - (2) 収支精算書(別記様式第2号)

(概算払)

第10条 知事は、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に規則及び山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程(昭和36年7月県告示第541号)の規定に基づきなされている補助金の交付申請のうち、この規程による交付金の対象となる事業に係るものについては、規則及びこの規程の規定に基づきなされた交付金の交付申請とみなす。 ==

山形県告示第649号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総西建第212号
- 2 指定の場所 寒河江市南町一丁目30番2の一部
- 3 道路の状況 幅員 5.00メートル

延長34.24メートル

4 指定年月日 平成18年6月8日

山形県告示第650号

次の開発行為は、完了した。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年8月2日 指令置総建第8号

2 開発地域又は含まれる地域の名称

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字下横内367番1、367番1先道路、374番、374番6、374番7

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字大天白65番、65番 1、65番 9、65番10、65番11、65番11先道路、65番13、65番14、65番16、65番17、83番 1、83番 1 先水路

西置賜郡白鷹町大字十王子字川部470番 4、472番 2、474番 3、486番、494番 1、492番 5、495番、496番、497番、498番、498番先水路

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

白鷹町土地開発公社

山形県告示第651号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定により、2以上の建築物の一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域は、次のとおりである。

なお、関係図書は、庄内総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成18年6月16日

1 認定番号 指令庄総建第24号

2 認定区域 酒田市北新町一丁目1番21

3 認定年月日 平成18年5月29日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成18年6月16日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,699人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 230,819人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選	挙 区	名	3分の1の数	i	選挙区	名	3分の1の数	追	選 挙	<u>X</u> =	名	3 分の 1 の数
Щ	形	市	67,776人	村	Щ	市	7,793人	西	村	Щ	郡	12,841人
*	沢	市	24,389人	長	井	市	8,345人	最	1	=	郡	13,739人
鶴	岡市	• 71 7	29,155人	天	童	市	16,883人	東	置	賜	郡	12,309人
西	田川	郡市	20, 704	東	根	市	12,345人	西	置	賜	郡	9,611人
酒	田		26,704人		花沢市		8,251人	東	田	Ш	郡	18,405人
新	庄市		10,845人	北	村山	郡	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	飽	海		郡	10,165人
寒	河江	市	11,660人	南	陽	市	9,490人					
上	Щ	市	9,914人	東	村 山	郡	7,692人					

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年6月1日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 ひなぎく作業所

(2) 代表者の氏名

砂押 陽一郎

(3) 主たる事務所の所在地

山形市城南町一丁目17番29号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ひなぎく作業所利用者に対して、編み物や織物などの作業を提供し、障害のある人の福祉の増進を図る活動に関する事業を行い、障害者の自立更生、社会参加の促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年6月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 じゃがいも畑

(2) 代表者の氏名

伊藤 鈴一

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市泉町5番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害がある人に対して、障害者自立支援法に基づく事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成18年10月16日まで縦覧に供する。

平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープなかのくち

酒田市東栄町10番37号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目 3 番23号

専務理事 松本 政裕

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏 -	名
生活協同組	合共立社	鶴岡市宝田一丁目 3 番23号		松	本	政	裕
有限会社 木	村 屋	鶴岡市山王町 9 番地25号		吉	野	隆	_
ロイヤルネット 会社	ワーク株式	酒田市新橋一丁目 4 番地の10		仲	條	啓	Ξ
有限会社のカラ	フェフード	酒田市下安町10番地 5		本	間	昇	介

(変更後)

名 称		住	所	代	表者	の氏	名
生活協同組合共立	社	鶴岡市宝田一丁目 3 番23号		松	本	政	裕
有限会社 木 村	屋	鶴岡市山王町 9 番地25号		吉	野	隆	_
ロイヤルネットワーク 会社	扶式	酒田市新橋一丁目4番地の10		仲	條	啓	Ξ
有限会社 カフェフー	۲	酒田市下安町10番地 5		本	間	昇	介
有限会社 名和屋商	店	酒田市相生町二丁目 3 番15号		伊	藤		博

4 変更年月日

平成18年5月23日

5 届出年月日 平成18年 5 月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年10月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。 平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時

平成18年9月8日(金) 午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室

- 2 試験を実施する職種及び科目
 - (1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科 目

指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学 科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を平成18年8月7日(月)から同月18日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用労政課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成18年8月7日(月)から同月18日(金)までの消印のあるものを有効とする。』

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2554)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立酒田工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年6月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 酒田市宮海字新林400番地 山形県立酒田工業高等学校会議室
 - (2) 日 時 平成18年7月27日(木)午前11時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立酒田工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成18年8月1日から平成23年7月31日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち8箇月分に相当する金額により行う。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月 20日付け県公報第1709号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明で きること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 酒田市宮海字新林400番地 山形県立酒田工業高等学校事務室 電話番号0234(34)3111
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則 第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入

札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年7月7日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Sakata Technical High School: 1set
 - (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M., July 27, 2006
 - (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Sakata Technical High School, 400 Shinbayashi, Miyaumi, Sakata-shi, Yamagata-ken 998-0005 Japan TEL 0234-34-3111

平成18年 6 月16日印刷 平成18年 6 月16日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)